

令和3年度税制改正大綱について

令和2年12月10日に令和3年度税制改正大綱が発表されましたので、その一部についてご紹介いたします。

1. 住宅ローン控除の控除期間延長

住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例を適用できることとなりました。

また、これまでは、床面積の要件が50㎡以上でしたが、40㎡以上50㎡未満の住宅についても、適用されることとなりました。

ただし、40㎡以上50㎡未満の住宅を取得した場合、13年間の控除期間のうち、合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

2. 退職所得課税の適正化

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの(以下「短期退職手当等」という。)に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととなりました。

これまで、役員に対してのみ、適用されていた制度が、一般従業員にも適用され、短期勤務に基づく高額な退職金に対しては、課税の公平を保つために、従前より税金が多く課される結果となります。

上記の見直しに伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等について所要の措置を講ずることとなりました。

3. デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の事業適応計画(仮称)について同法の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、その事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法の事業適応(仮称)の用に供するためにソフトウェアの新設若しくは増設をし、又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用(繰延資産となるものに限る。)の支出をした場合には、次の措置を講ずることとなりました。

- ①取得等をして国内にある事業の用に供した事業適応設備の取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%(グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%)の税額控除との選択適用ができることとする。
- ②上記の繰延資産の額の30%の特別償却とその繰延資産の額の3%(グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%)の税額控除との選択適用ができることとする。

ただし、税額控除における控除税額は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%が上限となります。

4. 研究開発税制の改正

試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次のような見直しがされました。

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の見直し

イ 税額控除率を次のとおり見直し、その下限を 2%（現行：6%）に引き下げた上、その上限を 14%（原則：10%）とする特例の適用期限を 2 年延長する。

（イ）増減試験研究費割合が 9.4%超

$10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$

（ロ）増減試験研究費割合が 9.4%以下

$10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

ロ 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が 2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度（研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限の特例の適用を受ける事業年度を除く。）の控除税額の上限に当期の法人税額の 5%を上乗せする。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 2 年延長する。

(2) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

イ 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が 2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の控除税額の上限に当期の法人税額の 5%を上乗せする。

ロ 増減試験研究費割合が 8%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が 9.4%を超える場合に次のとおりとする特例に見直した上、その適用期限を 2 年延長する。

（イ）税額控除率（12%）に、増減試験研究費割合から 9.4%を控除した割合に 0.35 を乗じて計算した割合を加算する。

（ロ）控除税額の上限に当期の法人税額の 10%を上乗せする。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合における税額控除率の特例及び試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合（上記ロの適用がある場合を除く。）における控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を 2 年延長する。

(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度

イ 対象となる特別試験研究費の額に、国立研究開発法人の外部化法人との共同研究及び国立研究開発法人の外部化法人への委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率を 25%とする。

（注 1）共同研究及び委託研究の範囲は、出資後 10 年以内に限定しないことを除き、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究と同様とする。

（注 2）関係法令の改正を前提に、国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人との共同研究並びに国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人への委託研究についても同様とする。

Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.64 Jan'21

□ 特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への委託研究について、特別研究機関等の範囲に人文系の研究機関を加える。

5. 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し

コロナ禍の中、新しい社会へ対応し、事業や構造を変革する新たな人材の獲得及び育成の強化を推進するために、以下のように、制度を改めることとなりました。

青色申告書を提出する法人が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除ができます。この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%の税額控除ができることになりました。

ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%が上限となります。

これにより、従前の設備投資の要件が廃止されました。

6. 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

中小企業における所得拡大促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとなりました。

(1) 適用要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件を、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件に見直す。

(2) 税額控除率が25%となる要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることとの要件を、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることとの要件に見直す。

7. 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

特定の投資等をした法人に対しては、令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色繰越欠損金（以下、特例対象欠損金額）について、一定期間に限り、欠損金の繰越控除の範囲を最大100%とするために、以下のような制度が創設されることとなりました。

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画（仮称）の認定を受けたもののうちその事業適応計画に従って同法の事業適応（仮称）を実施するものの適用事業年度において特例対象欠損金額がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金の繰越控除前の所得の金額（その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限る。）の範囲内で損金算入できることとなります。

8. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の中長期環境適応計画（仮称）について同法の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その中長期環境

Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.64 Jan'21

適応計画に記載された産業競争力強化法の中長期環境適応生産性向上設備(仮称)又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の50%の特別償却とその取得価額の5%(温室効果ガスの削減に著しく資するものにあつては、10%)の税額控除との選択適用ができることとする事となりました。ただし、税額控除における控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%が上限となります。

9. 課税売上割合に準ずる割合に適用時期の見直し

現行制度に置いては、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに税務署長の承認を受ける必要がありますが、改正案では、当該課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることとなります。

10. 押印義務の見直し

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずることとなりました。

- (1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- (2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

11. 電子帳簿等保存制度の見直し

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、次の見直しを行うこととなりました。

- ① 承認制度を廃止する。
- ② 国税関係帳簿書類(国税関係帳簿については、正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。②において同じ。)について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、次に掲げる要件に従って、その国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存を行うことができることとする。
 - イ 電子計算機処理システムの概要書その他一定の書類の備付けを行うこと
 - ロ 電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書等を備え付け、ディスプレイの画面等に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができること。
 - ハ 国税庁等の当該職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとする。
- ③ 上記②イ及びロの要件、現行の訂正等履歴要件及び相互関連性要件並びに下記(2)④の見直し後と同様の検索要件の全てを満たして一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等を行う者(その旨の届出書をあらかじめ提出した者に限る。)のその電磁的記録に記録された事項に関し所得税、法人税又は消費税に係る修正申告又は更正があった場合(申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合を除く。)には、その記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額から当該申告漏れに係る所得税、法人税又は消費税の5%に相当する金額を控除した金額とする。
- ④ 上記の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、仕訳帳及び総勘定元帳につき国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っ

Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.64 Jan'21

ていることを、仕訳帳及び総勘定元帳につき上記③の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることとするほか、所要の措置を講ずる。

(2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の見直しを行うこととなりました。

- ①承認制度を廃止する。
- ②タイムスタンプ要件について、付与期間(現行:3日以内)を記録事項の入力期間(最長約2月以内)と同様とするとともに、受領者等がスキャナで読み取る際に行う国税関係書類への自署を不要とするほか、電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム(訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。)において、その電磁的記録の保存を行うことをもって、タイムスタンプの付与に代えることができることとする。
- ③適正事務処理要件(相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等をいう。)を廃止する。
- ④検索要件について、検索項目を取引等の年月日、取引金額及び取引先に限定するとともに、保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせて設定できる機能の確保を不要とする。

(3) 電子取引(取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。)の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行うこととなりました。

- ①タイムスタンプ要件について、付与期間(現行:遅滞なく)を上記(2)②の見直し後と同様の期間とする。
- ②検索要件について、上記(2)④と同様の措置を講ずることに加え、判定期間における売上が1,000万円以下である保存義務者が上記(2)④の求めに応じることとする場合にあっては、検索要件の全てを不要とする。

(4) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度並びに申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次のとおり電磁的記録の適正な保存を担保するための措置を講ずることとなりました。

- ①スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者又は申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者のその電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定等があった場合には、その記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の額については、通常課される重加算税の額に当該申告漏れ等に係る本税の10%に相当する金額を加算した金額とする。
- ②スキャナ保存が行われた国税関係書類の電磁的記録並びに申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、次のとおりとする。
 - イ スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者は、上記(2)②から④までの見直し後の要件を含めた保存要件を満たさない電磁的記録についても、保存しなければならないこととする。
 - ロ 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者が行う当該電磁的記録の出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は、廃止する。
 - ハ 上記(2)②から④まで又は上記(3)①及び②の見直し後の要件を含めた保存要件を満たさない電磁的記録については、国税関係書類等と扱わないこととするとともに、災害その他やむを得ない事情

Tax Consulting Firm EOS Firm News Vol.64 Jan'21

により、当該保存要件に従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、その事情が生じた日以後については、当該保存要件を不要とする。

(注1) 上記の改正は令和4年1月1日から施行することとし、上記(1)②、(2)②から④まで及び(4)②イの改正は同日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について、上記(1)③及び(4)①の改正は同日以後に法定申告期限等が到来する国税について、上記(3)及び(4)②ロの改正は同日以後に行う電子取引の取引情報について、それぞれ適用する。

(注2) 上記の改正の施行の際、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度又は国税関係書類に係るスキャナ保存制度の承認を受けている国税関係帳簿書類等については、従前どおりとする。

12. 納税管理人制度の拡充

納税管理人制度について、次の措置を講ずることとなりました。

(1) 納税者に対する納税管理人の届出をすべきことの求め

納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかつたときは、所轄税務署長等は、その納税者に対し、納税管理人に処理させる必要があると認められる事項(以下「特定事項」という。)を明示して、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日(以下「指定日」という。)までに、納税管理人の届出をすべきことを求めることができることとする。

(注) 上記の「所轄税務署長等」とは、その納税者に係る国税の納税地を所轄する税務署長又は国税局長をいう。

(2) 国内便宜者に対する納税者の納税管理人となることの求め

納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかつたときは、所轄税務署長等は、特定事項の処理につき便宜を有する者(国内に住所又は居所を有する者に限る。以下「国内便宜者」という。)に対し、その納税者の納税管理人となることを求めることができることとする。

(3) 税務当局による特定納税管理人の指定

所轄税務署長等は、上記(1)の求めを受けた納税者(以下「特定納税者」という。)が指定日までに納税管理人の届出をしなかつたときは、上記(2)により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち一定の国内関連者を特定事項を処理させる納税管理人(以下「特定納税管理人」という。)として指定することができる。

(注) 上記の「一定の国内関連者」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

① 特定納税者が個人である場合 次に掲げる者

イ その特定納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ロ その特定納税者の国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実についてその特定納税者との間の契約により密接な関係を有する者

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.64 Jan'21

ハ 電子情報処理組織を使用して行われる取引その他の取引をその特定納税者が継続的に行う場を提供する事業者

②特定納税者が法人である場合 次に掲げる者

イ その特定納税者との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の50%以上を保有する関係その他の特殊の関係のある法人

ロ その特定納税者の役員又はその役員と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

ハ 上記①ロ又はハに掲げる者

(4)上記(3)の特定納税管理人の指定については、特定納税者及び特定納税管理人に対して書面により通知を行い、これらの者による不服申立て又は訴訟を可能とするほか、所要の措置を講ずることとなりました。

(注)上記の改正は、令和4年1月1日以後に行う上記(1)から(3)までの求めについて適用されます。